

2 協力事業の推進

(1) 職員研修の充実

市町村立図書館等職員を対象に専門職員としての資質の向上を図る研修を行う。

図書館職員の資質向上と専門的知識の涵養を図るため、県教育委員会や県公共図書館協会等とも協力しながら行います。

(2) 読書活動指導者の養成

地域における読書振興のため、読書活動指導者養成講座を開催する。

読書の大切さを伝えたいと考える、学校教育・学校図書館関係者の方、学校や地域でボランティアをしている方、図書館・公民館の方、子どもの読書環境に興味のある方のための公開講座を開催します。

(3) 協力車事業の推進

県立図書館と市町村立図書館、および市町村立図書館間の連絡調整をし、連携を図る。

協力車は、県内の市町村立図書館、及び図書館建設準備館を巡回し、各種情報の収集・提供や、運営に関する相談事務を行います。また、図書館間における資料の貸出・返却のために、資料搬送業務を行っています。今年度は、30館を14コースに分け、年間6～8回の割合で巡回します。

(4) 県内公共図書館等間の情報ネットワーク化を推進し、機能強化を図る。

県内の複数の図書館の資料を同時に検索できる「横断検索システム」への加入

を促進し、利用者への利便性向上を図ります。

また、県内公共図書館等が共通に利用できる専用ホームページ等を活用し、各団体間の情報の共有化や効率的な情報伝達に努めます。

(5) 図書館未設置町村への支援のため、移動図書館「あづま号」による定期的な巡回を行う。

県内で図書館を設置している自治体は、29市町村(平成17年7月現在)にすぎません。

移動図書館「あづま号」は、図書館サービスを受けられない図書館未設置町村のサービスエリアに巡回し、読書施設の運営相談・図書館活動の促進・読書グループの育成に当たります。

(6) 市町村立図書館等の充実を図るため、支援貸出及び譲与を行う。

市町村立図書館、公民館図書室、学校図書館、読書グループ等の活動を支援するため、所管の教育委員会に対して、求めに応じて支援貸出及び譲与を行います。

(7) 合併市町村に対する支援を行う。

市町村合併に伴う図書館・読書施設等に関する運営相談を受け付けます。

また、移動図書館「あづま号」は、合併年度の次年度まで、求めに応じて旧町村のサービスエリアを巡回します。

